

## ワークライフバランス推進強化月間(7・8月)における各府省等の特徴的な取組

- ・ 7月の特定の一週間をテレワークウィークと定め、テレワークの利用を積極的に推進【総務省】
- ・ 課長補佐級職員を対象に、国会対応のための勤務時間外テレワークの試行を実施【人事院】
- ・ 既存業務の優先順位を踏まえ、試行的に業務の廃止・縮小等を実践し、随時その効果を検証【金融庁】
- ・ 有志職員から通じて寄せられた提案のうち、効果が見込まれるものを大臣官房にて具体的改善策を実行【経済産業省】
- ・ 毎月特定の時点で当該月の超過勤務時間が一定時間を超えている職員が明示されるよう、超勤実績集計システムを改良し、これを活用して超過勤務の縮減を推進【公正取引委員会】
- ・ 省内における働き方改革に資する独自取組を対象としたコンテスト、表彰を実施【法務省、経済産業省】
- ・ 10時間の勤務間インターバルを設けるなど、働き方・休み方改革の試行実施【厚生労働省】
- ・ 全職員を対象として、ワークライフバランスを推進する上での働き方のポイント等を確認するためのワークライフバランステストを実施【環境省】
- ・ 毎週水曜日の朝と夕方に、幹部職員がオリジナルメッセージでワークライフバランスの推進、定時退庁を呼びかける庁内放送を実施【法務省】
- ・ ダイバーシティに積極的な企業の役員等を講師に招聘し、セミナー等を実施【複数府省等で実施】